原子力規制庁研究炉等審査部門等におけるJAEA許認可審査案件

:試験炉班
:研開炉班
:使用班

:申請から許認可期間
:工事又は製作期間
:使用前検査又は使用前事業者検査期間

:許認可期限が遅れると今後の工事及び申請等に影響がある

●審査終了案件　左記No.については、審査の優先順位を示すものではない

No.	施設名	申請	内容	担当委員	優先度	審査会合予定 7	8	9	審査状況	2021年度（令和3年度） 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	2022年度（令和4年度） 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	2023年度（令和5年度） 4-6	7-9	10-12	1-3	申請日	許認可希望	許認可希望の理由
1	原科研 試験炉	原子炉設置変更許可	①STACY プロセス冷却設備に係る記載の適正化 ②処理場 アスファルト固化装置停止に伴う許可変更	山中委員	◎				④									申請	▼		▼				●																令和3年12月10日 令和4年6月13日補正	令和4年8月下旬	①継続使用しているプロセス冷却設備に係る記載の適正化であり、許認可希望時期は定めないが、当該設置変更許可申請は、放射性廃棄物処理場のアスファルト固化装置停止に係る許可変更と併せて行うため、令和4年8月下旬を希望する。 ②アスファルト固化装置の停止に伴い、処理場における液体廃棄物の固化処理をセメント固化装置に集約し、速やかに運用を開始するため、令和4年8月下旬の許可を希望する。
2	原科研 試験炉	保安規定	①原電防潮堤設置工事に伴う原科研周辺監視区域境界変更 施設管理の有効性評価の追加等 ②STACY 棒状燃料貯蔵対応 ③NSRR Ⅰ-T型大気圧水カプセルを新型のカプセルとして追加 ④JRR-4 廃止措置の進捗に伴う変更（燃料の管理に係る記載の削除）	山中委員	◎				④												申請		▼	●																令和4年3月31日 令和4年6月28日補正	令和4年7月下旬	①日本原子力発電（株）の適合確認に伴う、防潮堤設置工事を行う上で、機構の周辺監視区域を変更する必要がある。認可が遅れると作業エリアと干渉し、原電の工事計画に影響を及ぼすことから、原科研単独で申請可能な範囲の境界変更を行う。 ②運転再開に向けて、新規製作した棒状燃料を令和4年度第3四半期に受け入れる計画であるため、それ以前に保安規定の認可が必要である。保安規定の施行は認可後約1カ月を要することから、認可希望時期を7月下旬としている。 ③当該保安規定変更認可申請は、上記（STACY棒状燃料貯蔵対応）に係る認可申請と併せて行うため、認可取得時期として令和4年7月下旬を希望する。 ④燃料の事業所外への搬出が完了したことから、燃料の管理に係る記載を削除する。当該保安規定変更認可申請は、試験炉班（STACY棒状燃料貯蔵対応）に係る認可申請と併せて行うため、認可取得時期として令和4年7月下旬を希望する。
3	原科研 使用	保安規定	・施設管理の有効性評価の追加 ・燃料試験施設及びBECKYにおける使用変更許可申請（令和3年3月30日許可）の内容を反映するための変更 ・NSRRにおいてⅠ-T型大気圧水カプセルを新型のカプセルとして追加 ・放射性廃棄物処理場　圧縮処理施設の気体廃棄設備に係る記載の削除 ・原電の防潮堤の設置等に伴う周辺監視区域境界の変更	—	◎				④												申請			●																令和4年3月31日 令和4年6月28日補正	令和4年7月	★【BECKY】 ・許可との整合のための保安規定の認可を令和4年7月までに希望する。 外部機関との共同研究計画が達成できなくなるほか、共同研究者の博士号取得が遅れてしまうため。遅くても令和4年7月から試験を開始したい。（6月認可希望であったが、関係者と調整し7月認可希望に変更） ・アイソレーションルーム（Ⅰ）内貯蔵施設設置作業を令和4年6月に契約し8月から作業を開始するため、令和4年7月までに認可を希望する。 ・その他、STACYの運転再開に伴い、液体廃棄施設（STACYとBECKYとの共用）の警報設定値等を変更するため、原子炉施設（STACY）の保安規定とも認可希望時期を合わせる必要がある。STACYの運転再開時期は現在検討中。 【燃料試験施設】 ・許可との整合のための保安規定変更であり、BECKYと同様の内容を含むため。 【NSRR】 ・NSRRにおいて令和4年10月以降の照射実験で使用するため、カプセル組み立ての工程（約1カ月）を考慮すると令和4年9月上旬までに認可を希望する。 【放射性廃棄物処理場】 許可との整合のための保安規定の認可を令和4年度上期までに希望する。 ・令和4年2月末に圧縮処理施設の気体廃棄設備の撤去が終了する。許可書上では、既に記載はなく、保安規定との齟齬が一時期生じる。 【周辺監視区域変更】 ・日本原子力発電（株）の適合確認に伴う、防潮堤設置工事を行う上で、機構の周辺監視区域を変更する必要がある。認可が遅れると作業エリアと干渉し、原電の工事計画に影響を及ぼすことから、原科研単独で申請可能な範囲の境界変更を行う。
4	大洗研 北使用	保安規定	・燃料研究棟の未使用Pu酸化物が収納されている容器の詰替えを実施するための変更 ・使用変更許可申請（令和3年5月26日許可）の内容を反映するための変更（ホットラボ編）	—	○				④													申請															令和4年4月25日	令和4年7月	【燃料研究棟】 ・中長期計画において燃料研究棟の廃止措置の一環として核燃料物質の搬出を令和5年度から行う予定で、その事前の作業として未使用Pu酸化物が収納されている容器の詰替えを実施する必要がある。核燃料物質の搬出のためには、容器の詰替え後に未使用Pu酸化物の水分量等の分析を実施し、その結果に基づき令和4年度内に輸送容器の安全解析を完了させる必要があり、そのためには令和4年12月頃までに容器の詰替えを完了させる必要があるため、令和4年11月までに認可取得を希望する。 【ホットラボ】 ・中長期計画においてホットラボの廃止措置の一環として核燃料物質の搬出に向けた事前準備（令和8年度）、核燃料物質搬出（米国/搬出先検討中）（令和9年度）を行う予定で、その事前の作業として、現在、JMTRに保管されている核燃料物質（照射済試料）をホットラボへ受入れ、保管容器へ収納する作業を令和4年8月から実施する必要がある。そのためには、令和4年7月までに認可取得を希望する。
5	核サ研 使用	保安規定	・第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の詰替室においてフィルタの処理を行うための変更 ・Pu-2に貯蔵している残存核燃料物質封入棒集合体をPu-3に貯蔵するための変更	—					④														申請														令和4年5月16日	令和4年8月	★後続案件（CPFデブリ分析に係る保安規定認可）の許認可希望にともない、令和8月の認可を希望する。 【ウラン廃棄物処理施設】計画的な施設の運用のため。 【Pu-3】令和4年度第1四半期の使用前確認を経て、第2四半期から残存核燃料物質封入棒集合体をPu-3に貯蔵するため。

＜記号＞
▽：審査会合、○：補正、▼：審査会合実績、●：補正実績

＜審査状況＞
⓪：未申請　①：審査前半（（ヒアリングで事実確認中、審査会合は未実施）　②：審査後半（審査会合で審査中）　③:審査会合終了後、補正準備中　④：規制庁事務手続き中（事務手続き中の補正含む）

原子力規制庁研究炉等審査部門等におけるJAEA許認可審査案件

:試験炉班
:研開炉班
:使用班
:申請から許認可期間
:工事又は製作期間
:使用前検査又は使用前事業者検査期間
:許認可期限が遅れると今後の工事及び申請等に影響がある

●現審査案件（直近申請予定含む）

No.	施設名	申請	内容	担当委員	優先度	審査会合予定 7	8	9	審査状況	2021年度（令和3年度） 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	2022年度（令和4年度） 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	2023年度（令和5年度） 4-6 7-9 10-12 1-3	申請日	許認可希望	許認可希望の理由
6	常陽	原子炉設置変更許可	新規制基準対応	山中委員	◎	4	2	1	②	▼ ▼ ▼ ▼ ▼x2 ●▼x2 ▼x2 ▼ ▼	▼ ▼x3 ▼x2 ▽x4 ▽x2 ○▽		平成29年3月30日 令和3年12月2日補正 令和4年9月補正予定	可能な限り早期	耐震補強や竜巻対策等、必要な安全対策を可能な限り速やかに実施する必要がある。また、国の高速炉開発戦略ロードマップで示された2024年度からの『ステップ2：絞り込み・重点化』には、「常陽」での照射試験による検証が不可欠であり、工事期間も考慮すると、速やかに許可を取得する必要がある。
7	ふげん	廃止措置計画	原子炉補機冷却系の代替冷却装置とユニット型空気圧縮機の設置等に係る変更	山中委員	◎				③		申請 ▼ ▽ ○		令和4年4月28日 令和4年8月補正予定	可能な限り早期	令和4年度から原子炉補機冷却系の代替冷却装置とユニット型空気圧縮機を設置して運用するため、可能な限り早期の認可を希望する。
8	ふげん	保安規定	ユニット型空気圧縮機の仕様詳細化及び受電系統の運用変更に係る変更	山中委員	◎				②		申請 ▼ ▽		令和4年4月28日	可能な限り早期	廃止措置計画の認可に合わせて変更が必要であるため、可能な限り早期の認可を希望する。
9	原科研使用	使用変更許可	・第4研究棟　ALPS処理水分析	—					①		申請		令和4年6月27日	令和4年9月	★【第4研究棟】 ・ALPS処理水の分析を行うため、使用変更許可申請を行う必要がある。また、その分析結果を11月にIAEAレビューにて説明する必要があることから、令和4年9月までに許可取得を希望する。
10	原科研埋設	保安規定	施設管理の有効性評価の追加等	—					③	申請	▼ ● ○		令和4年3月31日 令和4年6月28日補正 令和4年7月22日補正予定	令和4年8月	活動の明確化の為の申請であることから、許認可希望時期は定めないが、本変更内容である施設管理の有効性評価の追加等は、原子炉施設保安規定及び核燃料物質使用施設等保安規定も同様の変更を行うものであることから、同時期の認可を希望する。
11	再処理	廃止措置計画	TVF固化セルインセルクーラの電動機ユニットの交換	田中委員	◎				①		申請		令和4年6月30日	可能な限り早期	—
12	再処理	廃止措置計画	燃料カスククレーンのワイヤロープ2重化等に係る変更	田中委員	◎				①		申請		令和4年6月30日	可能な限り早期	—
13	再処理	廃止措置計画	分離精製工場、高放射性廃液貯蔵場等への浄水供給配管の一部更新	田中委員	◎				①		申請		令和4年6月30日	可能な限り早期	—
14	再処理	廃止措置計画	変更申請 ・性能維持施設(設工認で設置した設備からの性能維持施設の抽出)	田中委員	◎				①		申請		令和4年6月30日	可能な限り早期	—
15	再処理	廃止措置計画	変更申請 ・使用済燃料搬出	田中委員	◎				①		申請		令和4年6月30日	可能な限り早期	—
16	再処理	保安規定	変更申請 ・廃止措置計画に記載の性能維持施設の反映に係る変更 （性能維持施設については案件名の変更）	田中委員	◎				①		申請		令和4年6月30日	可能な限り早期	—
17	STACY	保安規定	①運転に係る条項の復帰 ②TCA燃料貯蔵対応	山中委員	◎				③		申請 ▼		令和4年4月26日	（調整中）	①運転再開時期を調整中のため、整理した後に認可取得希望時期を設定する。 ②TCA廃止措置を進めるために、令和5年2月以降にTCA燃料をSTACYに移管する計画であり、それ以前に保安規定の認可が必要である。
18	原科研（播磨）使用	使用許可	・SPring8のRI実験棟において、1F燃料デブリの取扱いに係る申請	—					③		申請 ○		令和4年4月28日 令和4年8月補正予定	令和4年9月	他拠点と連携し、播磨ラボにおいても外部機関からの依頼を受け、燃料デブリ等の分析を行う予定であるため申請を行う。許可希望時期は令和4年9月を希望する。
19	HTTR	設工認	2次ヘリウム循環機回転数制御装置盤の更新	山中委員					③		申請 ▼ ○		令和4年4月26日 令和4年7月29日補正予定	令和4年9月下旬	冷却設備の制御装置盤であるため、運転予定時期前迄に当該設工認に関する製作・工事・検査に加え、その後、当該機器を含めた定期事業者検査を終了する必要がある（製作及び工事の期間は概ね6カ月の見込み）ため、令和4年9月下旬の認可取得を希望する。なお、運転予定時期については、予算、定期事業者検査のエ程及びその期間をふまえ、かつ、第5期施設中長期計画(案)と整合する形で調整中である。
20	原科研使用	使用変更許可	・燃料試験施設　LOCA試験装置の試験条件変更に係る変更 ・JRR-3実験利用棟（第2棟）　研究ニーズに対応するための変更	—					⓪		申請		令和4年7月下旬※1	令和4年10月下旬	★【JRR-3実験利用棟（第2棟）】 補助金事業の計画に従い核燃料物質を用いた試験をR4年度中に実施・完了する必要があるため、令和4月10月下旬までに許可を希望する。 【燃料試験施設】 ・受託事業の完遂のため、本変更後の条件による試験の実施及びデータの取りまとめをR5年度内に行う必要がある。このため、装置の整備をR4年度内に完了する必要がある。同時に申請するJRR-3実験利用棟（第2棟）の許可希望である10月下旬の許可であれば、実験等の工程に支障はない。 ※1 ALPS処理水の分析を依頼される前から申請を計画していた案件。ALPS処理水分析に係る使用変更許可を優先するが、本件が遅延した場合、受託事業に影響が出るため、並行申請をお願いしたい。

＜記号＞
▽：審査会合、○：補正、▼：審査会合実績、●：補正実績

＜審査状況＞
⓪：未申請　①：審査前半（（ヒアリングで事実確認中、審査会合は未実施）　②：審査後半（審査会合で審査中）　③:審査会合終了後、補正準備中　④：規制庁事務手続き中（事務手続き中の補正含む）

原子力規制庁研究炉等審査部門等におけるJAEA許認可審査案件

:試験炉班
:研開炉班
:使用班
:申請から許認可期間
:工事又は製作期間
:使用前検査又は使用前事業者検査期間
:許認可期限が遅れると今後の工事及び申請等に影響がある

●現審査案件（直近申請予定含む）

No.	施設名	申請	内容	担当委員	優先度	審査会合予定 7	8	9	審査状況	2021年度（令和3年度） 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	2022年度（令和4年度） 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	2023年度（令和5年度） 4-6 7-9 10-12 1-3	申請日	許認可希望	許認可希望の理由
21	もんじゅ	廃止措置計画	廃止措置計画第2段階に係る計画の変更	山中委員	◎	1			①	▼ ▼ ▼ ▼ ▼	申請 ▼		令和4年6月28日	令和4年12月下旬	第2段階以降に行う具体的事項については、廃止措置計画に記載のとおり第2段階に着手するまでに変更が必要である。 令和5年4月より第2段階の作業が速やかに着手できるよう、令和5年1月より規定類の見直し及び次年度体制への引継ぎ作業を行うため令和4年12月までに認可を受けたい。
22	もんじゅ	保安規定	廃止措置計画第2段階の計画に係る変更	山中委員	◎	1			①	▼ ▼ ▼ ▼ ▼	申請 ▼		令和4年7月12日	令和4年12月下旬	廃止措置計画第2段階の保安規定変更認可申請について、令和5年4月より第2段階の作業が速やかに着手できるよう、令和5年1月より規定類の見直し及び次年度体制への引継ぎ作業を行うため令和4年12月までに認可を受けたい。
23	核サ研使用	使用変更許可	・CPF　1F燃料デブリの受入れ、分析に伴う変更等 ・Pu-1　セラミック室（R-125）に設置されているGBNo.121、122、T-1をMOX取扱い設備に変更 ・Pu-1　燃料要素組立室（R-120）で使用する設備として、可搬型中性子非破壊測定装置を追加することに伴う変更 ・Pu-2　粉末調整室（F-103）に設置されている回収設備（D-1、D-3、D-5、D-7、D-9、D-11、D-13、D-15、F-1）を解体・撤去を行う設備に変更 ・Pu-2　解体・撤去を行う設備のうちグローブボックスNo.W-4,W-5,W-6-1及びW-6-2の解体・撤去が完了したため、関連する記載の変更 ・Pu-2　残存核燃料物質を安定な保管形態にする処理において、核燃料物質のウラン濃縮度が5.0%以下まで上昇するため、関連する記載の変更 ・Pu-2　グローブボックス解体・撤去等に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管エリアを拡充するため、固体廃棄施設を増設する変更 ・Pu-2　化学分析室（C-101）に設置されている水素分析装置（C-12）、蛍光X線分析装置（C-13）を解体・撤去を行う設備に変更 ・共通　個人線量計（TLD）の変更に伴う線量計名称の変更 ・共通　燃料製造機器試験室の管理区域解除に伴う記載の適正化 ・Pu-1 ガスクロマトグラフィー残置に伴う変更	—					⓪	申請		令和4年8月	令和4年11月	【CPF】 ・外部機関からの依頼を受け、CPFにおいて福島原発から試料(デブリ)を受入れて分析を行うため、令和4年11月までの許可を希望したい。
24	大洗廃棄物管理施設	事業変更許可	共用設備及び竜巻対策対象設備の見直し等	田中委員	◎	1		1	②		申請 ▼ ▽		令和4年4月28日	見直し中	許可後に新規制基準に伴う設工認を予定しており、工事の後、大洗研究所内の運転に伴う廃棄物を受け入れて処理する必要がある。設工認に基づく工事期間や大洗研他施設への影響を考慮し、許認可工程を見直し中である。
25	大洗廃棄物管理施設	設工認	新規制基準対応	田中委員	◎	1			①		申請 ▽		令和4年4月28日	見直し中	設工認認可後に工事及び使用前事業者検査を予定しており、大洗研究所内の運転に伴う廃棄物を受け入れて処理する必要がある。事業変更許可申請書記載の工事計画に基づく適合性確認完了後に運転に伴う廃棄物を受け入れて処理する。工事期間や大洗研他施設への影響を考慮し、許認可工程を見直し中である。
26	大洗廃棄物管理施設	保安規定	新規制基準対応（有機廃液一時格納庫廃止等含む）	田中委員	◎	1			①		● ▽		平成26年3月14日 令和4年5月11日補正	見直し中	「新規制基準対応の運用に係る対応」及び「廃棄物管理事業変更許可に伴う有機廃液一時格納庫の廃止」を反映させ、適合確認の手続きを経て、大洗研究所内の運転に伴う廃棄物を受け入れて処理する必要がある。設工認に基づく工事期間や大洗研他施設への影響を考慮し、許認可工程を見直し中である。
27	HTTR	原子炉設置変更許可	・「標準応答スペクトルの規制への取り入れ」に伴う審査ガイド等改正対応 ・添付書類11の追加（3条改正対応の続き）	山中委員				1	②	申請	▼ ▽		令和3年11月15日	令和5年6月	水素製造設備の接続に関する変更許可申請を予定(申請時期は調整中)しており、その申請前までに変更許可及びその後の設工認の認可迄を取得する必要がある。
28	再処理	廃止措置計画	ガラス固化技術開発施設におけるガラス固化体の保管能力増強等 ・2018年11月9日の廃止措置変更認可申請に対するコメントを踏まえた補正	田中委員	◎				①				平成30年11月9日 補正時期検討中	補正時期を踏まえ記載予定	※補正時期検討中

＜記号＞
▽：審査会合、〇：補正、▼：審査会合実績、●：補正実績

＜審査状況＞
⓪：未申請　①：審査前半（（ヒアリングで事実確認中、審査会合は未実施）　②：審査後半（審査会合で審査中）　③:審査会合終了後、補正準備中　④：規制庁事務手続き中（事務手続き中の補正含む）

原子力規制庁研究炉等審査部門等におけるJAEA許認可審査案件

:試験炉班
:研開炉班
:使用班

:申請から許認可期間
:工事又は製作期間
:使用前検査又は使用前事業者検査期間

:許認可期限が遅れると今後の工事及び申請等に影響がある

●今後の申請予定案件　左記No.については、審査の優先順位を示すものではない。

No.	施設名	申請	内容	担当委員	優先度	審査会合予定			審査状況	2021年度(令和3年度)												2022年度(令和4年度)												2023年度(令和5年度)				申請日	許認可希望	許認可希望の理由
						7	8	9		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4-6	7-9	10-12	1-3			
29	ふげん	原子炉設置変更許可	核物質の譲渡に係る使用済燃料の処分方法に係る変更	山中委員	◎				⓪																			申請										令和4年10月	令和4年12月	ふげん使用済燃料は、海外で再処理するために2023年度から複数回に分けて輸送する計画であるため、2022年中の許可を希望する。
30	処理場	保安規定	アスファルト固化装置停止に伴う対応等(第2回)	山中委員	◎				⓪																	申請		▽										令和4年8月下旬	令和4年12月下旬	アスファルト固化装置を停止に伴い、停止後の管理を適切に実施することに加え、処理場における液体廃棄物の固化処理をセメント固化装置に集約し、速やかに運用を開始するため、認可取得時期として令和4年12月下旬を希望する。
31	STACY	設工認	実験用装荷物(内挿管)の新設	山中委員	◎				⓪																	申請												令和4年8月	令和5年1月下旬	令和5年度第2四半期(7月)から内挿管を使用した実験を実施するため、内挿管の製作期間(5ヶ月程度)を考慮すると、令和5年1月下旬までに設工認の認可を取得しなければならない。 なお、燃料試料挿入管及びデブリ構造材模擬体(鉄)を使用したデブリ臨界炉心の実験は、設工認認可後、製作を経て(製作期間6ヶ月程度)、令和5年度下期から実施する計画である。デブリ構造材模擬体(コンクリート)を使用したデブリ臨界炉心の実験は、設工認認可後、製作を経て(製作期間1年程度)、令和6年度上期から実施する計画である。
			デブリ臨界炉心、実験用装荷物の新設(燃料試料挿入管)																							申請														
			デブリ臨界炉心、実験用装荷物の新設(デブリ構造材模擬体(鉄))																							申請														
			デブリ臨界炉心、実験用装荷物の新設(デブリ構造材模擬体(コンクリート))																							申請														
32	核サ研使用	保安規定	・放射性廃棄物でない廃棄物(NR)の管理方法の追加(令和3年度原子力規制検査時における気付き事項に対する対応)	—					⓪																	申請												令和4年8月	令和4年12月	★後続案件(CPFデブリ分析に係る保安規定認可)の許認可希望にともない、令和12月の認可を希望する。
33	原科研試験炉	保安規定	原電防潮堤設置工事に伴う原科研周辺監視区域境界変更(第4回)	山中委員				1	⓪																	申請	▽											令和4年8月	令和4年12月	日本原子力発電(株)の適合確認に伴う、防潮堤設置工事の進捗上、新たに機構の周辺監視区域を変更する必要が生じた。認可が遅れると作業(工事)を行うことができず、原電の工事計画に影響を及ぼす。 原電からの依頼により申請時期を8月、認可希望時期を12月とする。
34	原科研使用	保安規定	・原電の防潮堤の設置等に伴う周辺監視区域境界の変更(第4回) ・WASTEF　使用変更許可申請内容(1F燃料デブリの取扱い)の反映 ・BECKY　使用変更許可申請内容(GB、フードの最大取扱量の変更)の反映	—					⓪																	申請												令和4年8月	令和4年12月	★日本原子力発電(株)の適合確認に伴う、防潮堤設置工事の進捗上、新たに機構の周辺監視区域を変更する必要が生じた。認可が遅れると作業(工事)を行うことができず、原電の工事計画に影響を及ぼす。原電からの依頼により申請時期を8月、認可希望時期を12月とする。 【WASTEF、BECKY】 許可との整合のため、出来るだけ早い時期に認可を希望する。
35	大洗研南使用	使用変更許可	・MMF・MMF-2　核燃料物質の使用を削除 ・FMF、AGF、MMF・MMF-2　核燃料物質の使用に係る変更 ・気象データのリバイス ・NUSF 廃止措置に向けた措置の一環としてナトリウムに混入している核燃料物質(天然ウラン)をナトリウムから分離して、より安全な状態で天然ウランの保管管理を行うための変更	—	○				⓪																		申請											令和4年9月	令和5年3月	【NUSF】 ・施設中長期計画において、ナトリウム処理に使用する装置の製作・据付を計画している。令和5年度装置製作を計画にしていることから、令和4年度中の許可取得を希望する。 ※申請予定日について現在調整中であるため、申請時期を変更する可能性がある。
36	核サ研使用	保安規定	・CPF　1F燃料デブリの受入れ、分析に伴う変更等 ・Pu-1　セラミック室(R-125)に設置されているGBNo.121、122、T-1をMOX取扱い設備に変更 ・Pu-1　燃料要素組立室(R-120)で使用する設備として、可搬型中性子非破壊測定装置を追加することに伴う変更 ・Pu-2　粉末調整室(F-103)に設置されている回収設備(D-1、D-3、D-5、D-7、D-9、D-11、D-13、D-15、F-1)を解体・撤去を行う設備に変更 ・Pu-2　解体・撤去を行う設備のうちグローブボックスNo.W-4,W-5,W-6-1及びW-6-2の解体・撤去が完了したため、関連する記載の変更 ・Pu-2　残存核燃料物質を安定な保管形態にする処理において、核燃料物質のウラン濃縮度が5.0%以下まで上昇するため、関連する記載の変更 ・Pu-2　グローブボックス解体・撤去等に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管エリアを拡充するため、固体廃棄施設を増設する変更 ・Pu-2　化学分析室(C-101)に設置されている水素分析装置(C-12)、蛍光X線分析装置(C-13)を解体・撤去を行う設備に変更	—																										申請								令和4年12月	令和5年3月	【CPF】 外部機関からの依頼を受け、CPFにおいて福島原発から試料(デブリ)を受入れて分析を行うため、令和5年3月までの認可を希望したい。
37	処理場	設工認	(その9)放射性廃棄物処理場全般(共通事項等)	山中委員	◎				⓪																					申請		▽	▽	○				令和4年12月下旬	令和5年6月下旬	アスファルト固化装置の停止に伴う、原子炉設置変更許可を取得後、令和5年12月までに処理場全体の適合性確認を終了するためには令和5年6月下旬までに認可が必要。
38	処理場	保安規定	新規制基準対応(放射性廃棄物処理場共通事項)(第3回) (新規制基準に係る運用対応等)	山中委員	◎				⓪																									申請	▽	○		令和5年6月下旬	令和5年12月上旬	令和5年12月までに処理場全体の適合性確認を終了するため。

＜記号＞
▽:審査会合、○:補正、▼:審査会合実績、●:補正実績

＜審査状況＞
⓪:未申請　①:審査前半((ヒアリングで事実確認中、審査会合は未実施)　②:審査後半(審査会合で審査中)　③:審査会合終了後、補正準備中　④:規制庁事務手続き中(事務手続き中の補正含む)

原子力規制庁研究炉等審査部門等におけるJAEA許認可審査案件

:試験炉班
:研開炉班
:使用班

:申請から許認可期間
:工事又は製作期間
:使用前検査又は使用前事業者検査期間

:許認可期限が遅れると今後の工事及び申請等に影響がある

●今後の申請予定案件　左記No.については、審査の優先順位を示すものではない。

No.	施設名	申請	内容	担当委員	優先度	審査会合予定	審査状況	2021年度（令和3年度）	2022年度（令和4年度）	2023年度（令和5年度）	申請日	許認可希望	許認可希望の理由
						7 8 9		4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4-6 7-9 10-12 1-3			
39	再処理	廃止措置計画	東海再処理施設の安全対策の実施に係る全体スケジュールの変更	田中委員	◎		⓪				申請時期検討中	申請時期を踏まえ記載予定	—
40	再処理	事業指定変更	変更申請 ・使用済燃料搬出	田中委員	◎		⓪				申請時期検討中	申請時期を踏まえ記載予定	—
41	再処理	保安規定	変更申請 ・放射性廃棄物でない廃棄物に係る変更	田中委員	◎		⓪				申請時期検討中	申請時期を踏まえ記載予定	—
42	HTTR	設工認	「標準応答スペクトルの規制への取り入れ」に伴う審査ガイド等改正対応	山中委員			⓪			申請	調整中	未定	水素製造設備の接続に関する変更許可申請を予定(申請時期は調整中)しており、その申請前までに耐震対応に係る変更許可を取得する必要があり、その後の設工認としては、基準地震動確定後に工事内容（補強方法含む）を決定し、水素製造設備の接続に関する工事開始前までに（別な設工認を予定）、本設工認の認可及び工事を開始、場合によっては工事及び検査の完了まで終える必要がある。また、本設工認に対する猶予期間は、今後、原子力規制委員会にて決定されるため未定である。 （「標準応答スペクトルの規制への取り入れ」対応として、申請中の変更許可における基準地震動が変更となるため、再計算等に必要な時間を考慮し、申請時期を見直した。）
43	大洗研北使用	保安規定	・使用変更許可（令和4年6月3日変更許可）の内容を反映するための変更（HTTR編） ・廃止措置の対象となる施設・設備に係る放射性廃棄物でない廃棄物（NR）の管理を行うための変更（JMTR編、ホットラボ編）	—			⓪		申請		- （先行保安規定の認可取得後に申請）	-	・HTTRに係る変更許可及び先行保安規定の認可取得後に申請予定。
44	大洗研南使用	保安規定	・FMF　気密設備（GB）の設置に伴う記載の見直し ・AGF　核燃料物質の使用等の終了に係る記載の見直し	—	○		⓪		申請		令和4年9月	-	【FMF、AGF】 ・許可との整合のため、出来るだけ早い時期に認可を希望する。 ※申請予定日について現在調整中であるため、申請時期を変更する可能性がある。
45	大洗研北使用	使用変更許可	容器の詰替え作業の記載の削除及び使用しないグローブボックスに関する記載を削除（燃料研究棟編）	—	○		⓪		申請		- （作業終了後に申請）	-	・保安規定の認可後に行う作業が終了後、申請予定。 （3月時点で6月申請予定だったが、PP規定の変更申請時期の見直しに伴い、作業開始時期に影響する可能性が生じたため、申請予定を変更した。）
46	核サ研使用	使用変更許可	・ウラン廃棄物貯蔵施設等　燃料製造機器試験施設の管理区域解除に伴う変更等 ・PWTF　放射線管理機器の配置数の見直し ・共通　個人線量計（TLD）の変更に伴う線量計名称の変更	—			⓪		申請		令和4年12月	-	—
47	原科研試験炉	保安規定	原電防潮堤設置工事に伴う原科研周辺監視区域境界変更(第5回)	山中委員			⓪				未定	-	日本原子力発電（株）の適合確認に伴う、防潮堤設置工事を行う上で、機構の周辺監視区域を変更する必要がある。第5回をもって原電防潮堤設置工事に伴う原科研周辺監視区域境界変更は完了する。 本件は東海第二発電所の保安規定変更認可申請も必要となっており、原電の申請時期が見とおせない状況であるため、申請時期及び認可希望時期について未定。
48	原科研使用	保安規定	原電防潮堤設置工事に伴う原科研周辺監視区域境界変更(第5回)	—			⓪				未定	-	日本原子力発電（株）の適合確認に伴う、防潮堤設置工事を行う上で、機構の周辺監視区域を変更する必要がある。第5回をもって原電防潮堤設置工事に伴う原科研周辺監視区域境界変更は完了する。 本件は東海第二発電所の保安規定変更認可申請も必要となっており、原電の申請時期が見とおせない状況であるため、申請時期及び認可希望時期について未定。

＜記号＞
▽：審査会合、〇：補正、▼：審査会合実績、●：補正実績

＜審査状況＞
⓪：未申請　①：審査前半（（ヒアリングで事実確認中、審査会合は未実施）　②：審査後半（審査会合で審査中）　③:審査会合終了後、補正準備中　④：規制庁事務手続き中（事務手続き中の補正含む）